国民健康保険税

国民健康保険税は、国保に加入されている被保険者に対して課税されます。病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるように、皆さんで助け合う制度です。そのため、国保税を納めない方がいると制度そのものが成り立たなくなります。納期限内に納めましょう。

年度途中で国保に加入、資格を喪失した方については、税額を修正します。

40歳から64歳までの方は、介護保険の第2号被保険者となり、介護保険料分も併せて納めていただくことになります。

●税率改正について

増加する医療費に対処し、健全・安定的に国民健康保険制度を運営していくために、平成24年度から国民健康保険税の税率を改正することとなりました。加入者の皆さんには、ご理解とご協力をお願いします。

●平成24年度国民健康保険税の税率

※（　）内は旧税率

区　分	医　療　分	後期高齢者支援分	介護分（40歳～64歳）
所　得　割	（総所得金額－33万）×5.5%（4.7%）	（総所得金額－33万）×1.1%（0.8%）	（総所得金額－33万）×1.1%（0.8%）
資　産　割	固定資産税額×40%（45%）	－	－
均　等　割	加入者数×10,000円	加入者数×7,200円	対象者数×7,200円
平　等　割	1世帯あたり14,000円（13,000円）	－	－
課税限度額	51万円	14万円	12万円

●特別徴収

次の条件すべてにあてはまる方は、原則特別徴収（年金天引き）となります。

1．世帯主が国民健康保険の被保険者
2．世帯内の国保の被保険者が全員65歳から74歳
3．年金の受給額が年額18万円以上
4．世帯主が介護保険料を年金天引きで納めている
5．介護保険料と国保税の天引き額の合計が年金受給額の２分の１を超えない

すでに特別徴収されている方および10月から特別徴収が開始される方については、申し出により普通徴収（口座振替）に変更が可能です。

●特別徴収の納期

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		
国保税を平成24年２月の年金から特別徴収された方は、原則として同じ額を仮徴収いたします。			平成24年７月の税額確定後、年税額から仮徴収額を差引いた額を３回に分けて特別徴収します。仮徴収額のみで納めすぎになる場合には、10月以降の特別徴収は行わず、過納金を還付いたします。		

●住民税の申告について

国保税の減額の特例（均等割額および平等割額の減額）や高額療養費などの支給、また国保以外でも、各種福祉的給付に申告が必要な制度があります。

申告が必要な方が申告書を提出されていない場合、これらの制度の優遇措置や各種給付を受けられない場合があります。

なお、収入のなかった方も申告が必要です。

問合せ　税務課課税担当　　☎62-1461